

2010年8月23日

各位

薬剤部／薬品情報室（DI室）

DI・BOX#0443

## 「ズーム」の規制区分変更について

白癬菌検出薬（劇薬）「ズーム」は、平成17年4月の薬事法の改訂にて体外診断用医薬品に該当する成分の見直しが行われた結果、体外診断用医薬品からはずれることとなり、白癬菌検出用試薬（医薬用外劇物）へ変更となりました。これにより、規制区分が「劇薬」から「医薬用外劇物」へ変更となります。取り扱いの際は、以下の点に注意して下さい。

- ・「医薬用外劇物」専用の保管庫に保管する
- ・残液（少量でも）や未使用分は廃棄せず、必ず薬剤部へ返却する

これに伴い、包装及び、製品ラベルの表示が変更となります。  
なお、製品の組成・成分、検出性能は従来品と変わりありません。

	変更品	従来品
規制区分	医薬用外劇物	劇薬
薬品名	白癬菌検出用試薬「ズーム」	白癬菌検出薬「ズーム」
成分名	ジメチルスルホキシド 40W/V% (400mg/mL) 水酸化カリウム 15W/V% (150mg/mL)	
規格	5mL/本	
外観写真		
採用区分 オーダ	処置 <b>従来品の在庫がなくなり次第、変更品の払い出しを行います。</b>	

\* 詳細・不明な点につきましては医薬品情報室（3194）までお問い合わせください。

\* 「DI・BOX」は電子カルテ（EGMAIN）の掲示板およびイントラネットで参照・検索できます。